

方佑会植木病院 医療安全管理指針

1 総則

1-1 基本理念

医療現場では、医療従事者のちょっとした不注意等が、医療上予期しない状況や、望ましくない事態を引き起こし、患者の健康や生命を損なう結果を招くことがある。われわれ医療従事者には、患者の安全を確保するための不断の努力が求められている。さらに、日常診療の過程に幾つかのチェックポイントを設けるなど、単独、あるいは重複した過ちが、医療事故というかたちで患者に実害を及ぼすことのないような仕組みを院内に構築することも重要である。

本指針はこのような考え方のもとに、それぞれの医療従事者の個人レベルでの事故防止対策と、医療施設全体の組織的な事故防止対策の二つの対策を推し進めることによって、医療事故の発生を未然に防ぎ、患者が安心して安全な医療を受けられる環境を整えることを目標とする。本院においては病院長を最高責任者としてそのリーダーシップのもと、全職員がそれぞれの立場からこの問題に取り組み、患者の安全を確保しつつ必要な医療を提供していくものとし全職員の積極的な取組みを要請する。

1-2 用語の定義

本指針で使用する主な用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 医療事故

診療の過程において患者に発生した望ましくない事象

医療提供者の過失の有無は問わず、不可抗力と思われる事象も含む

(2) 本院

(医)方佑会植木病院

(3) 職員

本院に勤務する医師、看護師、薬剤師、理学・作業療法士、放射線技師、検査技師、栄養士、事務職員、地域連携職員、植木通所リハビリテーション職員等あらゆる職種を含む

(4) 上席者

当該職員の直上で管理的立場にある者

(5) 医療安全推進者

医療安全管理に必要な知識および技能を有する職員であって、病院長の指名により、本院全体の医療安全管理を中心的に担当する者（医療安全管理者と同義、以下同じ）であって、専任、兼任の別を問わない

診療報酬の「医療安全対策加算」の施設基準に規定する「医療安全管理者」とは限らない

1-3 組織および体制

本院における医療安全対策と患者の安全確保を推進するために、本指針に基づき本院に以

下の役職および組織等を設置する。

- (1) 医療安全管理部（医療安全推進者のみで構成される）
- (2) 医療安全管理委員会（委員長は副院長・リスクマネージャーが努める）

2 医療安全管理部

2-1 医療安全管理部の設置

本院内における医療安全管理対策を統括し、総合的に企画、実施するために医療安全管理部を設置する。

2-2 構成員

医療安全推進者のみで構成され、部門の統括責任者を副院長・リスクマネージャーとし、すでに医療安全管理の専門的な研修を受けた職員を、プロフェッショナル・リスクマネージャーとして常置する。さらに各部署から選抜された職員をアシスタント・リスクマネージャーに任命し、任期4ヶ月の非常勤構成員とする。

2-3 任務

医療安全管理部は主として以下の任務を負う。

- ① 医療安全管理委員会の運営支援。
- ② 医療安全管理部部門内会議の開催。
- ③ 医療に係る安全確保を目的とした報告で得られた事例の迅速なトリアージ作業と、必要に応じて事故分析対策チームの選抜と召集を行なう。
- ④ 医療に係る安全確保を目的とした報告で得られた事例群を長期的に分析し、結果を医療安全管理委員会に報告する。
- ⑤ 院内の医療事故防止活動および医療安全に関する職員研修の企画立案。
- ⑥ 医療安全推進者の育成と自己啓発。

2-4 部内会議の開催と活動の記録

- ① 医療安全推進者会議(リスクマネージャー・ミーティング)の開催。
- ② 医療安全管理検討会(リスクマネージメント・カンファレンス)の開催。
- ③ 部内会議における議事の内容および活動の状況について病院長に報告する。

2-5 医療事故調査委員会の設置

重大な医療事故が発生した場合には、病院長の命に従い、医療事故調査委員会を設置しなければならない。

3 医療安全管理委員会

3-1 医療安全管理委員会の設置

医療安全管理部と緊密な連携をはかり、インシデント・アクシデントの分析、安全管理対策の立案・検討・評価、他安全管理に関する諸問題について積極的に討議する組織として医療安全管理委員会を設置する。

3-2 委員の構成

(1) 医療安全管理委員会の構成は、病院長が指名する次に掲げる委員で組織する。

- ① 副院長
- ② 医療安全推進者
- ③ 各診療科部長・医局員（業務上、全員の出席を必要とはしない）
- ④ 看護部長
- ⑤ 看護師長・看護主任
- ⑥ 薬剤科長
- ⑦ 検査科長
- ⑧ 放射線科長
- ⑨ リハビリテーション科長
- ⑩ 栄養科長
- ⑪ 事務長
- ⑫ 医事課長または係長
- ⑬ 地域連携室室長
- ⑭ 植木通所リハビリテーションセンター次長

(2) 委員会の会議には、必要に応じて病院長が同席する。

(3) 委員会の運営・進行は医療安全管理部に所属するリスクマネージャーが行なう。

3-3 任務

医療安全管理委員会は、主として以下の任務を負う。

- (1) 医療安全管理委員会の開催
- (2) 医療に係る安全確保を目的とした報告で得られた事例の発生原因、再発防止策の検討および職員への周知
- (3) その他、医療安全の確保に関する事項
- (4) 3ヶ月に1回、医薬品安全管理委員会を同時に開催する。（1・4・7・10月）
- (5) 2ヶ月に1回、医療機器安全管理委員会を同時に開催する。（1・3・5・7・9・11月）

3-4 委員会の開催および活動の記録

- (1) 委員会は原則として、月1回、定例的に開催するほか、必要に応じて委員長が招集する。
- (2) 委員会を開催したときは、速やかに検討の要点をまとめた議事の概要を作成し、5年間これを保管する。
- (3) 委員会における議事の内容および活動の状況について病院長に報告する。

4 報告等にもとづく医療に係る安全確保を目的とした改善方策

4-1 報告とその目的

この報告は医療安全を確保するためのシステムの改善や教育・研修の資料とすることのみを目的としており、報告者はその報告によって何ら不利益を受けないことを確認する。具体的には、①本院内における医療事故や、危うく事故になりかけた事例等を検討し、医療の改善に資する事故予防対策、再発防止策を策定すること、②これらの対策の実施状況や効果の評価・点検等に活用しうる情報を院内全体から収集することを目的とする。これらの目的を達成するため、すべての職員は次項以下に定める要領にしたがい、医療事故等の報告をおこなうものとする。

4-2 報告にもとづく情報収集

(1) 報告すべき事項

すべての職員は、本院内で次のいずれかに該当する状況に遭遇した場合には、概ねそれぞれに示す期間を超えない範囲で、速やかに報告するものとする。

① 医療事故

⇒医療側の過失の有無を問わず、患者に望ましくない事象が生じた場合は、発生後直ちに上席者へ。上席者からは直ちに医療安全推進者→院長へと報告する。

② 医療事故には至らなかったが、発見、対応等が遅れば患者に有害な影響を与えたと考えられる事例

⇒速やかに上席者または医療安全推進者へ報告する。

③ その他、日常診療のなかで危険と思われる状況

⇒適宜、上席者または医療安全推進者へ報告する。

(2) 報告の方法

① 前項の報告は、原則として定められた電子端末をもって行う。ただし、緊急を要する場合にはひとまず口頭で報告し、患者の救命措置等に支障が及ばない範囲で、遅滞なく電子端末および書面による報告を行う。

② 報告は、診療録、看護記録等、自らが患者の医療に関して作成すべき記録、帳簿類に基づき作成する。

③ 自発的報告がなされるよう上席者は報告者名を省略して報告することができる。

4-3 報告内容の検討等

(1) 改善策の策定

医療安全管理部、医療安全管理委員会は、前項の定めに基づいて報告された事例を検討し、医療の安全管理上有益と思われるものについて、再発防止の観点から、本院の組織としての改善に必要な防止対策を作成し、その正当性を確認した後、病院長の実行許可を得なければならない。

(2) 改善策の実施状況の評価

医療安全管理部は、すでに策定した改善策が、各部門において確実に実施され、かつ安全対策として有効に機能しているかを常に点検・評価し、さらなる改善が必要と判断した場合には、できるだけ速やかに医療安全管理委員会にて見直しを図るものとする。

4-4 その他

(1) 院長、医療安全推進者および医療安全管理委員会の委員は、報告された事例について職務上知りえた内容を、正当な事由なく他の第三者に告げてはならない。

(2) 本項の定めにしたがって報告を行った職員に対しては、これを理由として不利益な取扱いを行ってはならない。

5 安全管理のための指針・マニュアルの整備

5-1 安全管理マニュアル等

安全管理のため、本院において以下の指針・マニュアル等（以下「マニュアル等」という）を整備する。

- (1) 院内感染対策指針 *必携
- (2) 医薬品安全使用マニュアル *必携
- (3) 輸血マニュアル
- (4) 褥瘡対策マニュアル
- (5) その他

5-2 安全管理マニュアル等の作成と見直し

- (1) 上記のマニュアル等は、関係部署の共通のものとして整備する。
- (2) マニュアル等は、関係職員に周知し、また、必要に応じて見直す。
- (3) マニュアル等は、作成、改変のつど、病院に報告し、医療安全管理委員会に通知する。

5-3 安全管理マニュアル等作成の基本的な考え方

(1) 安全管理マニュアル等の作成は、多くの職員がその作成・検討に関わることを通じて、職場全体に日常診療における危険予知、患者の安全に対する認識、事故を未然に防ぐ意識などを高め、広めるという効果が期待される。すべての職員はこの趣旨をよく理解し、安

全管理マニュアルの作成に積極的に参加しなくてはならない。これらのマニュアルは各委員会最終検討し、承認の上で病院長に提出する。

(2) 安全管理マニュアル等の作成、その他、医療の安全、患者の安全確保に関する議論においては、すべての職員はその職種、資格、職位の上下に関わらず対等な立場で議論し、相互の意見を尊重しなくてはならない。

6 医療安全管理のための研修

6-1 医療安全管理のための研修の実施

(1) 医療安全管理部は病院長の命にしたがい、予め研修計画を作成し、1年に2回以上、全職員を対象とした医療安全管理のための研修を定期的実施する。

(2) 研修は、医療安全管理の基本的な考え方、事故防止の具体的な手法等を全職員に周知徹底することを通じて、職員個々の安全意識の向上を図るとともに、本院全体の医療安全を向上させることを目的とする。

(3) 職員は、研修が実施される際には、必ず受講するよう努めなくてはならない。

(4) 病院長は、本院内で重大事故が発生した後など、必要があると認めるときは、臨時に研修を行うものとする。

(5) 医療安全管理部は、研修を実施したときは、その概要（開催日時、出席者、研修項目）を記録し、5年間保管する。

7 事故発生時の対応

7-1 救命措置の最優先

医療側の過失によるか否かを問わず、患者に望ましくない事象が生じた場合には、可能な限り、まず、本院内の総力を結集して、患者の救命と被害の拡大防止に全力を尽くす。

また、本院内のみでの対応が不可能と判断された場合には、遅滞なく他の医療機関の応援を求め、必要なあらゆる情報・資材・人材を提供する。

7-2 院長への報告など

(1) 前項の目的を達成するため、事故の状況、患者の現在の状態等を、上席者を通じてあるいは直接に病院長等へ迅速かつ正確に報告する。

(2) 病院長は、必要に応じて委員長に医療安全管理委員会を緊急招集・開催させ、対応を検討させることができる。

(3) 報告を行った職員は、その事実および報告の内容を、診療録、看護記録等、自らが患者の医療に関して作成すべき記録、帳簿等に記録する。

7-3 患者・家族・遺族への説明

(1) 事故発生後、救命措置の遂行に支障を来さない限り可及的速やかに、事故の状況、現在

実施している回復措置、その見通し等について、患者本人、家族等に誠意をもって説明するものとする。患者が事故により死亡した場合には、その客観的状況を速やかに遺族に説明する。

(2) 説明を行った職員は、その事実および説明の内容を、診療録、看護記録等、自らが患者の医療に関して作成すべき記録、帳簿等に記録する。

8 その他

8-1 本指針の周知

本指針の内容については、院長、医療安全推進者、医療安全管理委員会等を通じて、全職員に周知徹底する。

8-2 本指針の見直し、改正

(1) 医療安全管理委員会は、少なくとも毎年1回以上、本指針の見直しを議事として取り上げ検討するものとする。

(2) 本指針の改正は、医療安全管理委員会の決定により行う。

8-3 本指針の閲覧

本指針の内容を含め、職員は患者との情報の共有に努めるとともに、患者およびその家族等から閲覧の求めがあった場合には、これに応じるものとする。また、本指針についての照会には医療安全推進者が対応する。

8-4 患者からの相談への対応

病状や治療方針などに関する患者からの相談に対しては、担当者を決め、誠実に対応し、担当者は必要に応じ主治医、担当看護師等へ内容を報告する。

附則

平成30年9月1日作成の医療安全管理指針を破棄する。

令和1年5月1日からこの医療安全管理指針を施行する。

令和5年4月1日改定

令和6年4月1日改定